

## 資料5 デジタル庁におけるEBPMの推進

## 経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）

### 第2章 新しい資本主義に向けた改革

#### 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

##### （5）デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資

行政の無謬性にとらわれず、デジタル技術も活用し、予算編成プロセスなどでEBPMに基づく意思決定を推進するなど、より機動的で柔軟な政策形成・評価を可能とする取組を進める。

### 第4章 中長期の経済財政運営

#### 1. 中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営

##### （効果的・効率的な支出の推進とEBPMの徹底強化）

今後これまで以上に歳出の中身をより結果につながる効果的なものとするのが重要となる。効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）の推進に向けて、国民各層の意識や行動の変容につながる見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革、公的部門の産業化、PPP/PFIや共助も含めた民間活力の最大活用などの経済・財政一体改革の取組を抜本強化する。また、コロナ禍での累次の補正予算について、その使い道、成果について、見える化する。

EBPMの手法の実践に向け、行政事業レビューシートを順次見直し、予算編成プロセスでのプラットフォームとしての活用等<sup>134</sup>を進める。また、政策立案・実施に投入するリソースの確保に向け政府の評価関連作業の合理化を進めるとともに、EBPMの取組を強化<sup>135</sup>するため、エビデンスによって効果が裏付けられた政策やエビデンスを構築するためのデータ収集等に予算を重点化する。

予算の単年度主義の弊害是正に向け、事業の性質に応じた基金を活用しつつ、重要な政策課題に取り組む基金についてEBPMの手法を前提としたPDCAの取組を推進する。また、計画的な投資と課題解決に必要な制度改革を含めたロードマップについても、こうした考え方に立って取組を進める。

## デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）

### 第5 デジタル化の基本戦略

#### 1. デジタル社会の実現に向けた構造改革

##### （2）デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

###### ⑪ デジタル時代にふさわしい政府への転換

急速なデジタル化の進展等、社会課題が複雑さや困難さを増す一方、行政がいわゆる「無謬性神話」にとらわれ、このような社会課題に適時的確に対応できていないとの指摘がある。行政がそのような「無謬性神話」から脱却し、より機動的で柔軟な行政への転換を図るべく、デジタル技術も活用し、EBPM の手法の実践に向けて予算編成プロセスでの行政事業レビューシートのプラットフォームとしての活用を進める等、行政改革推進会議の下で開催された「アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループ」の提言に盛り込まれた内容を着実に実行に移す。

また、政策評価について、政策の立案段階の取組を重視し、実証的共同研究の枠組みや外部専門家の知見の一層の活用等を通じて EBPM の実践を進めるとともに、行政事業レビューとの一体化等により作業の重複を整理し、政策の質を高める取組に注力できるよう、総務省政策評価審議会の「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方に関する提言」の内容を具体化する。

#### デジタル社会の実現に向けた基本的な施策に係る施策集

あわせて、行政自身が客観的データなどのエビデンスを用いて政策立案等を行う EBPM を進める上でも、データの利活用の環境整備を含むデジタル改革が重要である。国民に信頼される行政を展開するため、各府省庁においては、「行政におけるデータ行動原則」にのっとり、データを活用した政策の効果検証や改善を含め、EBPM の取組を一層、推進・強化する。

アジャイル型政策形成・評価の在り方に関する ワーキンググループ提言（抜粋）  
（令和4年5月31日 行政改革推進会議）

2. 機動的で柔軟な見直しを可能とする政策形成・評価に向けた制度改正・運用改善

（1）固定的・画一的な評価プロセスの改善、重複の排除、負担の軽減による、政策立案・実施に投入するリソースの確保

【政策評価制度の見直し】

- 政策形成・評価に関連する EBPM、政策評価制度、行政事業レビューについては、従前から三者の重複感や負担感が指摘されてきたことも踏まえて、より機動的で柔軟に政策の見直し・改善を行っていくことと併せ、三者の関係を整理することにより、政策形成・評価の質を向上させることにリソースを割くことができるようにしていくことが重要である。
- また、行政事業レビューをベースとして、政策評価に係る書式の一元化を行うなど、より活用しやすいものとしていくことが重要である。

◆ 内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「行革事務局」という。）及び総務省は、こうした課題認識の下、総務省政策評価審議会の提言（令和4年5月31日）でも言及されている評価関連作業の一体化に向けて検討を進める。

（2）行政事業レビューの意思決定プロセスへの活用

- 評価関連作業は、各府省庁が形式的に作成して終わりというものであってはならず、意思決定プロセスにおいて活用されるものとなることが重要である。
- このため、原則として全ての予算事業を対象とする行政事業レビューをプラットフォームとし、行政事業レビューシートをより活用しやすくなるよう見直しを行うなど、意思決定過程における EBPM 的観点の導入につなげ、政策の柔軟な改善を可能とすることが有効。
- こうした取組の推進に当たっては、デジタル技術を活用しつつ、行政の職員や外部評価者にとって参照しやすいデータベースを構築することを検討し、政策効果や各府省庁の負担に留意して進めることが望ましく、単なる新たな書類の作成負担となることは避けるべきである。

◆ 行革事務局は、行政事業レビューシートに政策手段と政策目的の論理的なつながり（ロジック）を踏まえた見直しを試行的に行い、EBPM 的観点を踏まえて行政事業レビューシートを作成するよう各府省庁に促すとともに、必要に応じて秋の年次公開検証において EBPM 的観点から検証に取り組むなど、可能な対応から順次実施する。

◆ 現実の意思決定過程において EBPM 的観点の導入につなげる観点から、各府省庁は、財政当局への概算要求の説明を始めとした予算編成プロセスにおいて、行政事業レビューシートを活用するものとする。